# 山県市薬剤師会 会則

# 第1章 総則

#### 第1条(名称及び事務局)

本会は山県市薬剤師会(以下「本会」という)と称し、事務局を山県市内に置く。

### 第2条(会員及び会員区分)

本会の会員資格を有する者は、一般社団法人岐阜県薬剤師会(以下「県薬」という)の会員であり、本会の区域内に住所又は勤務場所を有する者、また県薬の会員であり本会が認めた者とする。尚、会員の区分は下記の通りとする。

A 会員	薬局を開設する薬剤師又は管理薬剤師
B会員	A 会員以外の薬剤師で日本薬剤師会に加入する方
C 会員	A 会員以外の薬剤師で日本薬剤師会に加入しない方

#### 第3条(目的)

本会は県薬の下部組織として、会員相互の親睦を深め、連携を図るとともに、薬剤師の資質向上 及び地域医療、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

#### 第4条(事業)

- 第1項 本会は前条の目的を達成するために県薬及び関連団体と連携を図り医療、公衆衛生の 向上を推進し、会員の知識、技術の向上のために必要な研修等の事業を行う。
- 第2項 本会内に山県市学校薬剤師部会(以下「学薬部会」という)を置き、学校環境衛生の維持管理、児童、生徒の健康、くすりの正しい使い方等について指導、助言を行う。

#### 第5条(入会)

会長を経由して県薬に入会申込書を提出し受理された者は入会したものとする。入会者は県薬に定められた入会費を納入しなければならない。

#### 第6条(退会)

- 第1項 会長を経由して県薬に退会届を提出した会員は退会したものとする。
- 第2項 退会を申し出た会員は本会に定められた会費等の未納金がある時はこれを完納しなければならない。
- 第3項 次の会員は本会を退会したものとみなす。
  - (1)死亡した者
  - (2)本会の区域内に住所及び勤務場所を有せず音信不通となった者
  - (3)県薬より除名された者

#### 第7条(会費等)

会員は本会及び県薬に定められた会費を納入しなければならない。 ただし岐阜県学校薬剤師部会の年会費は山県市薬剤師会が納めることとする。

# 第2章 役員

# 第8条(役員の種類)

第1項 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名(学薬部会代表兼任1名)
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

第2項 前項の役員の会長は総会において選出し、その他役員は会長が指名し委嘱する。

#### 第9条(役員の職務)

- (1) 会長は会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長が職務を遂行できない時には、その職務を代行する。
- (3) 会計は会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は本会の会計及び業務を監査し総会に報告する。

# 第10条(役員の任期)

役員の任期は2年とする。(ただし再任を妨げない。)

#### 第11条(役員の報酬)

第1項 役員にはその職務執行の対価として報酬を支給することができる。

第2項 前項に関し必要な事項は総会の決議により役員等の報酬及び費用に関する規定に定める。

# 第3章 総会

#### 第12条 (総会の種別)

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は、毎年5月に開催する。

臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。

# 第13条 (総会の招集)

総会は、会長が招集する。

総会を招集するときは会員に対し会議の目的及びその内容並びに日時場所を示して開会の7日前までに通知しなければならない。

#### 第14条 (総会の審議)

総会は、会長もしくは会長により指名された会員が議長となり、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

#### 第15条 (総会の定足数)

総会は、過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし委任状を提出した会員は出席者とみなすものとする。)

#### 第16条 (総会の決議)

総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### 第17条 (総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席者数 (委任状を提出した会員も含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

# 第4章 資産・会計

#### 第18条(資産)

本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 財産目録に記載された財産
- (7) その他の収入

#### 第19条(経費)

会の経費は、会費、事業収入及びその他の収入をもってこれにあてる。

#### 第20条(会費)

会員は、別に定める金額を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

#### 第21条 (活動経費)

会員の活動にかかわる費用を支払うことができる。

# 第22条 (事業年度及び会計年度)

会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第23条(会計監査)

会計の監査は随時これをすることができる。

#### 第24条(会計報告)

収支決算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

### 第25条(委任)

この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

# 第5章 その他

#### 第26条 (会則の変更)

この会則は総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得て改訂できる。

# 第27条 (解散)

本会の解散は総会において出席会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

# 第28条 (財産処分)

解散の時に存する残金、財産は総会の議決を経て処分する。 本会が解散した時は、会長、副会長が精算人となる。

# 第6章 雜則

# 第29条

本則により定められた事項を遂行するために細則を規定する。

# 付則

この会則は令和4年6月1日から施行する。